定　　款

株式会社クレハ

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社クレハと称する。

２　英文では、KUREHA　CORPORATION と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

(1)　化学工業薬品、農薬、医薬品、医薬部外品及び動物用医薬品の製造及び販売

(2)　石油化学各種製品の製造及び販売

(3)　合成樹脂の製造、加工及び販売

(4)　医療用具の製造及び販売

(5)　電子材料及び電子部品の製造、加工及び販売

(6)　電子機器利用技術の制作及び販売

(7)　農業用資材の製造及び販売

(8)　包装機械及びその附属品の販売、賃貸及び管理

(9)　各種化学工業用及び環境保全用機械設備に関する設計、技術指導及び販売並びに工事の施工及び請負

(10)　キノコ類の菌糸体を利用した食品及び飲料水等の製造及び販売

(11)　前各号に掲げる物品の輸出及び輸入

(12)　医療用測定装置による研究、検査の受託

(13)　理化学分析、測定、試験及び検査並びにこれらに関する調査の受託及び技術指導

(14)　土木建築工事業及び造園工事業並びにこれに関連する工事の設計、施工及び請負

(15)　不動産の売買、賃貸及び管理

(16)　損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業並びに生命保険の募集に関する業務

(17)　旅行業

(18)　産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理及び再生処理並びに汚染環境の浄化

(19)　貨物自動車運送業、貨物運送取扱業及び倉庫業

(20)　労働者派遣事業、有料職業紹介業並びに第１号乃至第３号及び第５号に定める製造、加工の受託及び請負

(21)　病院の経営

(22)　前各号に付帯又は関連する事業

(23)　他会社に対する投資及び会社設立の発起人となること

（本　　店）

第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　　関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会

(2)　監査役

(3)　監査役会

(4)　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、60 百万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

(2)　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第10条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を会社に売り渡すことを請求することができる。

（基準日）

第11条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項に定める場合に加えて、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

２　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第13条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株 主 総 会

（招　　集）

第14条　定時株主総会は、毎年６月に招集する。

２　前項のほか必要があるときは、臨時株主総会を招集する。

（招集権者及び議長）

第15条　株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の決議により定められた順序に従って、他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録作成）

第19条　株主総会の議事録は法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、その原本を 10 年間本店に備え置く。

第４章　取締役及び取締役会

（員数及び選任方法）

第20条　当会社の取締役は 10 名以内とし、株主総会で選任する。

２　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第21条　当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役並びに取締役会長及び取締役社長の選定）

第22条　当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって、取締役の中からこれを選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名を定めることができる。

（社外取締役との間の責任限定契約）

第23条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会社法第 423 条第１項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

（取締役会規程）

第24条　取締役会に関し必要な事項は、法令又は定款に定める事項のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会の招集通知は、会日から３日前までに、各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第26条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（報 酬 等）

第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第５章　監査役及び監査役会

（員数及び選任方法）

第28条　当会社の監査役は４名以内とし、株主総会で選任する。

２　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　　期）

第29条　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役の選任決議の効力）

第30条　補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（常勤の監査役）

第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（非常勤社外監査役との間の責任限定契約）

第32条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会社法第 423 条第１項の責任について、非常勤社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

（監査役会規程）

第33条　監査役会に関し必要な事項は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

（監査役会の招集通知）

第34条　監査役会の招集通知は、会日から３日前までに、各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（報 酬 等）

第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　会 計 監 査 人

（選任方法）

第36条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　　期）

第37条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報 酬 等）

第38条　会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会の決議によって定める。

第７章　計　　算

（事業年度）

第39条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第40条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２　当会社が中間配当を行う場合その基準日は、毎年９月 30 日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第42条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、当会社に帰属する。

（附則）

１．変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

沿　革

1944年06月21日制　定
1946年01月28日改　正
1946年02月08日　〃
1946年05月29日　〃
1948年12月21日　〃
1949年05月31日　〃
1949年11月15日　〃
1950年07月27日　〃
1951年11月30日　〃
1952年05月30日　〃
1952年11月28日　〃
1954年08月26日　〃
1956年02月28日　〃
1959年02月28日　〃
1960年02月27日　〃
1960年08月27日　〃
1961年11月27日　〃
1962年05月29日　〃
1964年05月29日　〃
1965年05月31日　〃
1966年11月29日　〃
1968年05月30日　〃
1969年11月28日　〃
1970年05月28日　〃
1972年11月29日　〃
1973年11月29日　〃
1975年05月30日　〃
1978年06月29日　〃
1979年06月29日　〃
1982年06月29日　〃
1984年06月29日　〃
1985年06月28日　〃
1986年06月27日　〃
1991年06月27日　〃
1992年06月26日改　正
1994年06月29日　〃
1998年06月26日　〃
1999年06月29日　〃
2000年06月29日　〃
2001年06月28日　〃
2002年06月27日　〃
2003年06月27日　〃
2004年06月29日　〃
2005年06月29日　〃
2006年06月28日　〃
2007年06月27日　〃
2009年06月25日　〃
2010年01月06日　〃
2016年10年01日　〃
2022年06月24日　〃